

久留米広域合併協議会

第12回会議録

於 久留米ビジネスプラザ アルカディアホール

平成15年11月22日(土)

久留米広域合併協議会第12回会議録

平成15年11月22日(土)

14時00分開会

久留米ビジネスプラザ アルカディアホール

○出席委員(33名)

久留米市

江藤守國 会長
川地東洋男 委員
十中大雅 委員
前川博 委員
今村信義 委員
古賀喜美子 委員
岩辺康平 委員

城島町

佐藤利幸 委員(副会長)
宮田康敏 委員
中島昌明 委員
今村新 委員
中島宏輔 委員
平田正 委員
市川範子 委員

田主丸町

馬田博 委員(副会長)
別府好幸 委員
古賀正邦 委員
清水公子 委員
松下幸嗣 委員
三浦俊明 委員

三潞町

砂山惣吉 委員(副会長)
内田満 委員
新山正英 委員
田中義一 委員
寺島廣記 委員
富松章子 委員
富松茂治 委員

北野町

秋吉喜一郎 委員(副会長)
檜原政則 委員
深町英俊 委員
田中和義 委員
谷口邦博 委員
益永工三子 委員
澤水正義 委員

○欠席委員(1名)

田主丸町

長淵勇 委員

久留米広域合併協議会（第12回）次第

開催日時：平成15年11月22日(土)

14時00分～

場 所：久留米ビジネスプラザ アルカディアホール

1. 開 会

2. 報告事項

- (1) 報告第18号 第11回協議会以降の協議会活動について

3. 協議事項

- (1) 協 議 新市建設計画(案)について
- (2) 第15号議案 地方税の取扱いについて
- (3) 第19号議案 商工・観光関係事業の取扱いについて
- (4) 第22号議案 町名・字名の取扱いについて
- (5) 第23号議案 一般職の職員の身分の取扱いについて
- (6) 第31号議案 社会教育事業の取扱いについて
- (7) 第32号議案 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- (8) 第33号議案 広報広聴事業の取扱いについて
- (9) 第34号議案 障害者福祉事業の取扱いについて
- (10) 第35号議案 児童福祉事業の取扱いについて
- (11) 第36号議案 高齢者福祉事業の取扱いについて
- (12) 第37号議案 財産の取扱いについて
- (13) 第38号議案 事務組織及び機構の取扱いについて

4. その 他

5. 閉 会

久留米広域合併協議会（第 1 2 回）

（午後 2 時 0 0 分 開会）

議長(江藤守國君) 皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、久留米広域合併協議会第 1 2 回会議を開催させていただきます。

先日、管内視察を行いました。多数の皆さん方にご参加をいただきまして、無事視察を終えることができました。移動距離は約 1 2 0 km ということで、非常にハードなスケジュールでしたが、新市の広さ、あるいはそれぞれの市・町の施設、それからこれまで取り組んでこられましたまちづくりを十分認識し、実感することができました。地域の将来に向けた計画についても、認識を深めることができたわけでございます。

今後の協議会の協議の上で、大きな参考になるのではないかというように思っております。この場をお借りしまして、皆さん方のご参加に心からお礼を申し上げます。

また、事情によりご参加できなかった委員さんには、当日の資料を別途配布させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本日の会議は、配布をいたしております次第のとおり進めさせていただきます。協定項目につきまして、継続の項目を含めまして多数の項目の協議並びに提案となっておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それではまず、本日の会議の会議録署名委員の指名をさせていただきます。

本日は、北野町の深町委員さん、それから城島町の平田委員さんをご指名いたします。後日、会議録が調整できましたらよろしくお願ひいたします。

本日の会議の傍聴についてお知らせいたします。定員 1 2 名に対し先着順により 1 名の傍聴を許可しております。

それでは、委員の皆さんの出席状況について、事務局より報告をお願いします。

事務局(田中) 本日の委員の皆様の出席状況につきましては、委員 3 4 名中、現時点で 3 2 名がご出席でございます。定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長(江藤守國君) はい。それでは次に資料の確認をさせていただきます。

資料といたしまして、次第、席次表、第 1 2 回会議議案等及び第 1 2 回会議追加資料の 4

つでございます。お手元にありますでしょうか。

なお、本日の協議では、第10回及び第11回協議会の資料が関連いたしますが、もしお持ちでない方は、事務局にお申し付けいただきたいと思います。

それでは、報告事項に入ります。

報告第18号 第11回協議会以降の協議会活動について、事務局より報告をお願いします。

事務局(田中) お手元の協議会議案等の1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第18号

第11回協議会以降の協議会活動について

第11回協議会以降の協議会活動について、別紙のとおり報告する

平成15年11月22日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

続きまして、2ページをお願いいたします。2ページに協議会活動についてまとめさせていただきます。

会議といたしましては、11月13日に第12回合併協議会幹事会を開催させていただきました。本日の提出議案、また本日の開催要領等についてご審議をいただいたところでございます。

また、専門部会、分科会活動につきましては、事務事業調整について、部会レベルでの調整に合わせ、合併協定項目ごとの調整方針案の作成を行っております。

また、システムワーキンググループでは、合併後のシステム統合に関する協議を引き続き行っているところでございます。

第12回協議会に提案いたします合併協定項目に関する部会をはじめ、延べ2部会、3分科会、8ワーキンググループが開催されました。なお、その部会、分科会、ワーキンググループの具体的な開催日時、それからその名前につきましては、下の方に11月4日から11月11日まで整理をさせていただきます。

また、ここには記載しておりませんが、11月17日に1市4町の管内視察等の視察研修を実施させていただいたところでございます。次回協議会で報告をさせていただきたいと思

います。以上で報告を終わらせていただきます。

議長(江藤守國君) はい。事務局より、第11回協議会以降の協議会活動についてご報告をいたしました。委員の皆様、ご質問はございませんでしょうか。

なお、ご発言に際しましては、市町名並びにお名前をおっしゃっていただいた上でご発言をお願いいたします。

いかがでございましょうか。

ないようでございますので、それでは次の協議事項に入ります。

まず、新市建設計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局(荒木) それではご説明申し上げます。

協 議

新市建設計画(案)について

新市建設計画(案)について別紙のとおり協議を求める。

平成15年11月22日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

3ページでございます。

4ページから具体的に整理の方向について記述しておりますので、説明させていただきます。

新市建設計画(案)について。新市建設計画(原案)に対するパブリックコメントにつきましては、協議会のご了承をいただきまして、10月3日から17日を期間といたしまして実施したところでございます。15件の意見提案をいただいたところでございますが、その意見提案につきましては、建設計画に反映させる考え方といたしまして以下のとおり整理させていただいたところでございます。

まず総括的な整理といたしまして、新市建設計画を対象に実施したところでございますが、それ以外にもいろいろな意見がございましたので、それにつきましては参考とさせていただいたところでございます。

新市建設計画(原案)に対する意見提案につきましては、下に書いておりますように、3項目、まず新市建設計画の全般的なことに関する意見提案につきましては、その基本となる内

容概念を反映させていただくようにしました。

2つ目に、新市建設計画(原案)の個別的なことに対する意見提案につきましては、個別事項に意見の内容を反映するといいたしました。

3番目に、新市建設計画(原案)の具体的な実施に当たっての意見提案につきましては、今後の新市における新市建設計画の実施並びに総合計画策定に当たりまして参考とさせていただくということにした次第でございます。

個別的な整理につきまして、以下整理させていただいております。

なお、意見提案の趣旨が同じと解されるものにつきましては、同様の趣旨ということで整理させていただいております。

まず、新市建設計画(原案)の全般的なことに関する意見でございます。

最初に、意見の要旨、それから対応方針及び具体的修正内容という形で整理させていただいております。

意見の要旨でございますが、男女共同参画社会の実現、これは最重要課題であるので、基本方針や基本理念に入れる必要がある。また、人権尊重についても同様のご意見がございました。

これにつきましては、男女共同参画社会の実現や人権の尊重は、21世紀社会の都市づくりに当たりまして主要な課題である、そういうことを踏まえまして、基本的な考え方としまして文章、文言を追加記述したところでございます。それにつきましては、後ほど具体的に修正した部分につきましては付けておりますので、そちらの方でご説明させていただきます。

2つ目に、新市の施策方針に受益と負担というものを書いていたわけですが、それにつきまして一番困窮するであろう家庭を想定した上での施策とし、受益者負担を区分けしない、両立すること。というご意見がございました。

これにつきましては、施策化事業化に当たって配慮する視点といたしまして受益と負担というものを記述させていただいております。受益と負担の関係を明確にするということは、住民主体の都市経営に当たりまして基本であると考えているところでございます。

また、想定されるケースにつきましては、個々具体的な施策に当たって考慮すべき事項であるということで整理させていただいております。

それから最後に、具体的で分かりやすいものにする、また具体的方針を提案することということでございますが、協議会におきまして、積極的に特色を出すように要請されて、それを整理したものでございますが、新市建設計画の性格上、また基本的な考え方・方針について整理したものであるということを踏まえまして、具体的な内容につきましては今後整理をさせていただくということにさせていただいております。

次、6ページでございます。新市建設計画(原案)の個別的なことに関する意見でございます。

まず、女性と労働以下、書いておりますような施策についても記述することということでございますが、施策につきましては、【施策の目標】に包括的に記述させていただいているということを整理させていただいております。

2つ目に、財政計画に1つの行政体としての効果的・効率的な視点の具体化が見えない。また、歳入に見合う財政計画とすべきである。また、特別会計も含めるべきであるということでございますが、財政計画につきましては、協議会においていろいろご議論いただき、整理させていただいて現在の計画になっているところでございます。

また、いろいろご議論いただきました普通会計にした理由、また合併効果等を見込んだことなどにつきまして整理させて記述させていただいております。

最後に農業の振興策として、地域の特産品を全国にアピールする必要があるということでございますが、農業振興策については記述しているところでありますが、合併後に九州2位の粗生産額を誇る新市の基幹産業の1つであるということ踏まえまして、追加記述としたところでございます。これについても後ほどご説明させていただきます。

3番目に、新市建設計画(原案)の実施に関する意見でございます。

東部地域の活性化のために国道210号の改良整備をすること。

地場野菜の地産地消に当たっては、有機栽培という特色を出すこと。

地域特性の尊重を具体化することが重要であり、三潴町の駅周辺の開発、公共施設の改善や使いやすさの維持が必要である。

広域的な人・モノ・情報・資本の交流に不可欠な基盤であるハード・ソフト両面にわたるネットワーク整備を図ること。

以上の個別的なご意見をいただいておりますが、これにつきましてはそれぞれ今後の実施、具体化に当たりまして参考とさせていただくということで整理させていただいたところがございます。

そのほかに合併に関する意見といたしまして、総合的保健福祉センターの設置及び健康診査の内容に関する意見につきましては、総合的保健福祉センターの設置につきましては、新市の中核市移行に伴う保健所設置とあわせて検討する。また健診につきましては、事務事業の調整の中で検討すべきとしたところがございます。

すべての首長、特別職の職員、議員に関する意見でございますが、首長・特別職・議員につきましては、合併方式並びに協議事項の中で審議するというのを整理させていただいております。

続いて、様々な危機に対応できる都市づくりや日本の特性に対応した都市づくりにすべきであるというご意見でございますが、これからの都市のあり方に関する意見として受け止めさせていただくということにしております。

子供の教育に力点を置き、30人学級を実現し、ゆとりある教育を実施するというところでございますが、青少年の健全育成に取り組むとともに学校教育における少人数授業につきましては、事務事業調整の中で整理するというところでございました。

最後に、地域の自治能力の向上を進めるために、地域審議会のあり方・機能を十分に検討することということでございますが、地域審議会につきましては、4町を対象に設置するというで合意しているということとともに、具体的な運用の中で参考にさせていただくという整理をしたところがございます。

こういう整理の仕方を踏まえまして、パブリックコメントの反映による修正といたしまして8ページから整理させていただいております。

ご説明させていただきます。8ページ序論の「はじめに」のところでございますが、中ほどにアンダーラインを入れております。ここに人権、それから男女共同参画社会という部分を、「また、基本的人権の確立や男女共同参画社会の実現など新たな世紀にふさわしい自立した社会づくりに取り組まれています」ということで、挿入させていただいております。

9ページでございます。本論の新市建設の基本理念の「共生の都市づくり」の項でござい

ますが、中ほどにありますように、「また、男女がその違いや個性を認め合いながら、お互いの人権を尊重する人権意識の確立や、男女共同参画社会の実現などの共生の都市づくりを進めます」という文章を挿入させていただいたところでございます。

10ページでございます。本論の新市の目ざす都市像(1)の、「教育文化や保健福祉等の暮らしの分野」でございますが、中ほどに人権教育の充実の次に、「男女共同参画社会の実現」という文言を挿入させていただいたところでございます。

11ページでございます。本論の新市の施策方針の具体的な施策の内容の 番目、「市民一人ひとりの人権を尊重する社会の実現」の施策の目標の中に、一番最後の文章でございますが、人権が確立した社会づくりの後に、「や男女共同参画社会の実現」という語句を挿入させていただきました。

12ページでございます。本論の新市の施策方針の第3節の(3)番目、「新市建設主要施策・事業」でございますが、これは農業関係のご意見がございました分ですが、1番目の「地域農業の振興」の中の主要事業の説明の欄に、地産地消の次に続けまして、「販路拡大や情報提供など」という語句を挿入させていただいたところでございます。

以上が、パブリックコメントに基づいて反映させていただきました修正の部分でございますが、13ページ及び14ページに事務整理上修正した部分がございますので、あわせてご説明させていただきます。

序論の行財政基盤の確立の「組織や要員の状況」の中の表でございますが、ここに教育長を含む分と含まない分の数字が混在しておりましたので、教育長を除くということで整理をさせていただいたところでございます。

それから14ページでございますが、新市の施策方針の第1節の(3)でございますが、児童福祉の推進のところでございますが、これにつきましては、この文章を整理していた時点ではまだ法案が成立しておりませんでしたので、仮称ということでおったわけでございますが、既にこれが法律として制定され施行させておりますので、その「仮称」という部分を取らせていただいたものでございます。

以上、簡単でございますが、内容のご説明を終わらせていただきます。

議長(江藤守國君) ただいま事務局から説明がございましたが、修正部分といたしまして

は、10月3日から17日の間に実施いたしましたパブリックコメント、住民意見募集による意見の反映による部分と、それから事務的な整理による部分でございます。

ご質問、ご意見はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

はい。ないようでございますので、それでは原案のとおり承認することによろしくごさ
いましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） はい。それでは、なお、県からの事前協議への対応につきましては、
事務局からの説明はあってないですね。これを説明してください。

事務局（荒木） 前回お話しさせていただきましたように、県との事前協議の方を現在進め
ておるところでございますが、県の方の関係がまだ間に合っておりませんので、県の事前協
議が終わり次第、またこちらの方にご説明、ご報告、ご協議させていただきたいと思ってい
る次第でございます。ご説明が遅れまして申し訳ございません。

議長（江藤守國君） 今、事務局が説明したとおりでございますして、県からの事前協議回答
が遅れておる状況でございますが、引き続き県と調整をとり、次回協議会までには回答でき
るように協議をしていくということでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

次に入ります。第15号議案 地方税の取扱いについてを議題といたします。この件に関
しましては、国民健康保険事業の取扱いと行政区の取扱いなどと合わせて協議するため、こ
の2つの協定項目が協議されるまで、継続協議とすることで合意をいただいているとこ
ろでございます。

今日は、前回要請がございました追加資料について資料の説明と、それに対する質疑を受
けたいというふうに思います。

それでは、生活環境部会より追加資料の説明をお願いします。

生活環境部会（別府） 第11回協議会におきまして、前納報奨金制度を協議する上で、地
方税における収納率の資料が欲しい旨の要望がございましたので、追加資料を提案させてい
ただきたいと思ひます。

追加資料のご説明をいたします。別冊資料の1ページをお願いいたします。

地方税の12年度から14年度までの1市4町それぞれの調定額、収納額、収納率を表示

しております。また、前納報奨金制度の有無、納税組合の有無をあわせて右側に記載してあるところでございます。

2ページをお願いいたします。これは1市4町におきます国民健康保険税または料の、12年度から14年度までの調定額、収納額、収納率を表示しております。また、前納報奨金制度の有無、それから納税組合の有無もあわせて右側に記載してあるところでございます。

国民健康保険税または料につきましては、保健福祉部会の協力を得まして追加資料の作成を行ったところでございます。

それから、地方税、国民健康保険税または料ともに、4町の分につきましては決算が完了しておりますので確定した額となっておりますが、久留米市の14年度分につきましては見込みの額というふうになっております。以上でございます。

議長(江藤守國君) 追加資料の説明がありました。この資料に関しまして何かご質問がありましたらお願いいたします。(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、それでは、第15号議案 地方税の取扱いにつきましては、継続協議とさせていただきます。

次に、第19号議案 商工・観光関係事業の取扱いについてを議題といたします。

この件に関しましては、調整内容のうち(5)の経済団体の補助及び支援についての項目のみ継続協議といたしておきまして、その他の項目はご承認をいただいております。継続協議となっております(5)の経済団体の補助及び支援につきましては、前回までの協議会で、各町からいろいろご意見が出ております。そのご意見を踏まえまして、1市4町の首長会議で検討させていただきたいと存じますので、その検討結果を踏まえて次回に提案し、協議をさせていただきたいということで、本日は継続協議とさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長(江藤守國君) はい。ありがとうございます。

それでは、第19号議案の商工・観光関係事業の取扱いについては、(5)経済団体の補助及び支援について、継続協議とさせていただきます。

次に、第22号議案 町名・字名の取扱いについてを議題といたします。この件に関しま

しても、現在県に内容等についての確認中の点もあるようでございますので、本日は協議を行わず継続協議とさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長(江藤守國君) はい。それでは、第22号議案 町名・字名の取扱いについては継続協議といたします。

次に、第23号議案 一般職の職員の身分の取扱いについてを議題といたします。

この件に関しましては、前回追加資料の要望がございましたので、まずその資料の説明をお願いします。

人事調整会議(萩原) 追加資料の説明をいたしたいと思います。

別冊追加資料の3ページをお願いいたします。

久留米市と退職手当組合の退職手当制度についての資料でございますが、大きく4点に分けて整理をしております。

まず1番目ですが、退職手当組合の概要について説明をしております。

組合につきましては、退職手当の支給に関する事務を共同で処理すると、そういったために設立されました地方自治法に基づく一部事務組合でございます。

現在の加入状況を調べてみましたところ、県内市町村のうち7市、これは旧町のときからの継続加入市。それから64町村が加入されているというような状況でございます。

2番目に、その退職手当に関わります財源と支給の方法についてでございますが、ここが違っているところでございまして、久留米市につきましては年度ごとに生じます退職者数に応じて退職手当額を予算化いたしまして、そして市の条例に基づいて支給をするというような仕組みでございます。それから、退職手当組合については、それぞれ加入されている市町村から毎年度負担金を徴収する負担金と、それぞれの年度で生じた収支の差額を積み立てた基金、それら2つを財源として組合の条例に基づいて支給をされていると、そのような支給の方法になっております。

3番目に、退職手当の支給率のそれぞれの比較でございますが、一応細かく資料はつくっておりますけれども、要は該当する退職事由・勤続年数ごとに同じ率が並んでおりまして、職員に支給されます退職手当の支給率というのは、どちらも国に準じておりますので、結果的

に同じでございます。

4番目、参考として掲げておりますが、今後の対応として考えられます2つの方法について整理をいたしております。まず1つは、退職手当組合の方へ新市として加入をするというような方法が1つでございます。これをとった場合は、久留米市が新たに組合へ加入することになりまして、そのときに必要となる財政負担としては、そこに掲げておりますように、退職手当組合の方で整備されている条例に規定する加入負担金を支払うというような方法になります。

それから2つ目の方法としては、退職手当組合へは加入しないという選択肢があるわけですが、この場合は現在加入されております4町がその退手組合を脱退するというようなことになります。その際、これまでの負担金総額と支払い総額を比較いたしまして、その差額について精算を行うと、そのような仕組みになっているようでございます。以上簡単でございますが、資料の説明を終わらせていただきます。

議長(江藤守國君) 追加資料の説明が終わりました。これも含めまして協議をお願いしたいと思います。

なお、議案資料は、第10回協議会議案等の13ページから16ページでございます。何かご意見等ございましたらお願いいたします。

よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ご意見等ないようでございますので、それではこの調整内容のとおり承認いたしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

それでは、第23号議案 一般職の職員の身分の取扱いについては、原案のとおり承認することといたします。

次に、第31号議案 社会教育事業の取扱いについてを議題といたします。

この件に関しましては、施設使用料に関係いたします(1)の生涯学習、社会教育事業について及び(4)スポーツ振興事業についてのみ継続協議とし、その他の分は承認をいただいで

おりました。

また、前回要望がございました各施設使用料の資料につきましては、事前に各市町を通じて配布をさせていただいていると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは早速、ご協議をお願いしたいと思います。なお、議案資料は、第10回協議会議案等の42ページから46ページ及び第11回協議会議案等の7ページから11ページでございます。

何かご意見等ございましたらお願いいたします。（「なし」と呼ぶ者あり）

ご意見等ないようでございますので、この調整内容のとおり承認いたしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） ありがとうございます。

それでは第31号議案 社会教育事業の取扱いについては原案のとおり承認することといたします。

次の議案に移ります。第32号議案 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。

この件につきましては、前回提案をいたしておりました項目でございます。早速協議をお願いいたします。

議案資料につきましては、第11回協議会議案等の12ページから15ページでございます。何かご意見等ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。別府委員。

委員（別府好幸君） 田主丸町の別府でございます。

前回、32号議案については説明を受けまして、またその折に、各1市4町の農業委員さんからの意見書も添えられましたところでございます。11月18日に我が町議会の方も合併対策特別委員会を開きまして、その中で慎重なる協議を進めた結果、農業を守るという観点からも、また理解を深めるというためにも、もう少し時間が必要ではないかという結果に達しております。前回の説明でありましたように、九州で2番目、全国で8番目という新市になりましてすばらしい農業都市になるのではないかとということで、もう少し慎重を期して

協議を進めていただきたいという思いから、今回は継続協議にさせていただければと思っております。

議長(江藤守國君) はい。田主丸町のご意向として、もう少し理解を深める時間が必要ということでございます。

はい、どうぞ。古賀委員。

委員(古賀正邦君)

田主丸の古賀でございます。

私は区長代表者会議を代表しておりますが、先日代表者会議をもちまして、農業委員会についての説明を若干させていただきました。そうした中で、ほとんどが農業従事者が代表として出てきてあるわけですけれども、農業委員会の枠組み等について話を聞くのは初めてだと。やはり田主丸町の委員が、農業委員が、城島町や三潴町の農業のことについては恐らく無知だろうと、逆に言えば、向こうの農業委員の方もこちらのことについては無知じゃないかと。無知というと、ちょっと言葉がきつい表現でございますけれども、そういうことではないかと。

それから1点、必ずしもその1つの市に1つの農業委員会でもよいということがありますから、現状維持ではできないのかと。それぞれの町の農業の発展というようなことを考えたときに、1つの農業委員会にする必要があるのかと。代表区長からも、先ほど別府委員が申しましたように、九州で1、2の農業都市ができるというのに、1つの本当に農業委員会ですらそういう都市をつくれるのかというような、きつい意見も出ておりました。

そういったことを鑑みますと、農業委員会の懇話会では、1つにするというような意見書が出ておるけれども、もう少しやはり期間をおいて協議をしていただくというようなことが必要ではないかと。

ずっと危惧していることは、やはり合併というのは、住民がよくなるように合併しないといけないだろうと、基本は。農業問題で言えば、農業従事者がよくなるような合併にもっていかないといけないというようなことを思うとき、ぜひこの問題については、継続して協議をお願いしたいと。以上でございます。

議長(江藤守國君) はい。ほかにご意見ございませんか。

どうぞ、今村委員。

委員(今村信義君) 久留米市の今村でございます。

ご意見、まさにそのとおりだというふうに思うわけですが、組織体制としては1つにまとまった体制が必要じゃなからうかというふうに、私は考えるわけですが。

したがいまして、合併協定項目に関する意見書というようなことで、懇話会でいろいろここに意見書が上がっておるわけですが、やっぱり新市としての一体性確保の観点からという意味合いにおいても、1つのそのまとまった組織ということでは必要じゃなからうかというふうに思うわけですが。

したがいまして、今後いろいろ検討される場合には、その辺を考慮していただけるならばというふうに思っているわけですが。実際の運営上にはいろいろな方法があるかと思えます。だからそういう角度からの取り組みと、それから一行政という、そして組織団体におけるところの1つのまとまったものでなければ私は運営としては大いにいろいろ困るんではなからうかと思っているわけですから、そういう二面性でもって取り組んでいただけるという1つの意見として私は申し上げたいと思います。以上です。

議長(江藤守國君) はい。ほかにございませんでしょうか。

はい、中島委員。

委員(中島昌明君) 城島町の中島でございますが。

結論から申し上げまして、私たちの城島町では、こうして意見書も出されておりますし、こういったことを尊重していこうじゃないかというのが、城島町の結論でございました。

個人的には、先ほど久留米市の委員の方からもお話ありましたように、農業者団体というような形であれば、やはり合併というそういった農業の特性があるから残していかれても一向に構わないと思いますけれども、これは法で決められたいわゆる農業委員会ということでございますので、そのために各地からそれなりの人数を出して、一堂のもとでやろうというわけでございますので、さほど問題はないと思います。

したがいまして、今後、継続協議になろうかとも思いますが、そういった面も十分に考慮していただければというふうに思います。以上でございます。

議長(江藤守國君) はい、ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

はい、新山委員。

委員(新山正英君) 三漕町の新山でございますけど、今3、4人の方からご意見が出ておりますけれども、前回、私は法律で定めております複数提案をさせていただいたところがございます。しかし、私自身もよく勉強をさせていただきまして、議員の皆さんにもお話を伺いましたけれども、やはり今久留米市の方がおっしゃったような形で、一本化すべきではないかというご意見の方が多数を、三漕町としては占めたわけでございます。

ただその今、農業問題等、そこら辺りが農業委員とはまた別の組織の中で設立されて、そっちの方からのご意見をどうやって農業委員会の方に知らせるかという部分の、別の組織をつくられたらいいんじゃないかなということで考えております。ましてや市が一本になって、農業委員会が複数あった場合には、その意見調整でまた時間をとるとい難題もあるかというように私は思いますので、三漕町としてはそういう方向づけでいきたいと、そんなふうに意見を統一したところがございます。以上でございます

議長(江藤守國君) ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

はい、榎原委員。

委員(榎原政則君) 北野町の榎原でございます。

個人的も含めまして、我が北野町の方針を申し上げておきたいと思っております。これは法定協議会委員並びに農業委員さんたちのお話の結果と理解してもらって結構でございます。

決まりからいたしますと、複数を設けることができます。これらについては、多角的に考え合わせました。また、我が北野町も農業の町ということとあわせまして、できるならば我が北野町、農業特区を設けてもらいたいというくらいにあるわけでございます。

要は、農業委員の人数を、委員の皆さん方を最大限に設けてもらうということと、委員会そのものは公平あるいは中立、そういうふうな行政の基本的な考え方に基づいて1つにした方が、かえって混乱を招かないだろうという方向に向いております。

ですから、こうした合併協定に関する意見書が出ておりますが、この段階で大変恐縮でございますが、田主丸の農業委員さんから具体的にどういうふうな意見が出されたのか、部会

の代表の方、具体的に説明していただければ非常に幸いかと思います。

北野町といたしましては、基本的には1つでいってもらいたいということ、この席をか
りましてご報告申し上げておきます。以上です。

議長(江藤守國君)

はい、ありがとうございました。

それでは今の楢原委員のご質問に、事務局の方、答えられますか。

都市産業部会(江島) 農業委員会分科会の江島でございます。

先ほど、田主丸町の農業委員会の意見ということでございましたが、前回の協議会のとき
に、農業委員会に再確認をしていただくというようなお話もございましたので、1市4町の
農業委員会の正副会長さん方に確認をいたしましたところ、全市町ともに農業委員会として
の考え方は変わらないということのご確認をいただいております。

議長(江藤守國君) よろしゅうございますか。

ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員(澤水正義君) 北野町の澤水と申します。

ただいまいろいろ意見が出ておりますけれども、北野町の楢原委員が今言われたように、
私も同感でございます。また、三瀨町の新山委員が言われたのと、また同感ございまして、
別に問題はないというふうに考えております。

それと、1つお尋ねしますけれども、今までは農業委員会の分科会としては懇話会という
名前を使ってあったけれども、最近、前回ごろからよく分かりませんが、研究会
というような名前に変わったというような話を聞きますけれども、その点についてはどんな
ふうでしょうか。

議長(江藤守國君) はい。じゃ今の質問、回答してください。

都市産業部会(江島) お答えをいたします。

委員がおっしゃいますように、6月3日に1市4町の正副会長さん方に集まっていたい
て、それは農業委員会の正副会長さん方は本協議会の委員をされておられませんので、その項
目についての協議については、任意に集まっていたいて協議をしていただいております。

任意の協議会でございますので、名称を懇話会と設定した次第でございます。

合意に達しまして、意見書提出を終わりましたので、今後はこの協議会で調整案の決定をいただきました後に、正式に各農業委員会の方で、研究会という名前で設置議案を出していただき、またそこに参加される委員につきましても、農業委員会総会で承認をいただいた方が委員となる。そしてこの協定項目について、あと合併までの間に調整をするというふうに定めた内容について、具体的な検討に入っていただくというふうに組織を変更いたしましたので、名称も変更したところでございます。

議長(江藤守國君) よろしゅうございましょうか。

はい、ほかにございませんでしょうか。

それでは、先ほどから田主丸町の別府委員、古賀委員から継続協議をというご要望、ご要望でございますので、継続にする必要があると思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

はい、それでは、第32号議案 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては継続協議といたします。

次に、第33号議案 広報広聴事業の取扱いについてを議題といたします。

この件に関しましては、前回追加資料の要望がございましたので、まずその資料の説明をお願いいたします。

総務部会(三小田) 総務部会の三小田でございます。

それでは、別冊追加資料の4ページをお願いいたします。1市4町の広報紙の発行経費についてご説明を申し上げます。

発行日につきましては、前回は申し上げましたとおり久留米・城島が月2回、他3町が1回ということでございます。

平均発行部数は実績で、14年度実績でございますが、久留米市で8万3,150部。これは1回当たりの平均部数でございます。それから田主丸町さんは6,300部、北野町さんが5,030部、城島町さんが3,980部、三潴町さんが4,900部でございます。

それから、1回ごとの平均ページ数でございますが、久留米市は18ページでございます。これは12ページから20ページまで、回数によって違いますので、これの平均ということ

にいたしております。田主丸町さんが14ページ、北野町さんが16ページ、城島町さんも16ページということでございます。城島町さんにつきましては、1日号が20ページ、15日号が12ページということですので、その平均の16ページとさせていただきます。それから三瀨町さんが16ページということでございます。

経費でございますが、下に書いております印刷製本費、それから配送委託・仕分等を合算いたしまして、久留米市では14年度の決算見込みで2,776万9,000円。田主丸町さんでは450万1,000円。北野町さんでは202万6,000円。城島町さんでは361万円。それから三瀨町さんでは141万1,000円でございます。

これを単純に発行部数と回数で割り戻しますと、1部当たりの平均単価は久留米市が13.9円。それから田主丸町が59.5円。北野町が33.6円。城島町が37.8円。三瀨町が24円。こういう発行経費の状況でございます。以上でございます。

議長(江藤守國君) はい。追加資料の説明が終わりましたが、これも含めまして協議をお願いしたいと思います。

なお、議案資料は第11回協議会議案等の16ページから18ページでございます。

何かご意見等ございましたら、お願いいたします。

ご意見がないようでございますので、この調整内容のとおり承認いたしたいと思います。よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長(江藤守國君) ありがとうございます。

それでは、第33号議案 広報広聴事業の取扱いについては原案のとおり承認することといたします。

次に第34号議案 障害者福祉事業の取扱いについてを議題といたします。

この件に関しましては、前回提案をいたしておりました項目でございます。早速協議をお願いいたします。議案資料は第11回協議会議案等の19ページから22ページでございます。

何かご意見等がございましたらお願いいたします。(「ありません」と呼ぶ者あり)

ご意見もないようでございますので、この調整内容のとおり承認いたしたいと思います。

よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長(江藤守國君) ありがとうございます。

それでは、第34号議案 障害者福祉事業の取扱いについては原案のとおり承認することといたします。

次に、第35号議案 児童福祉事業の取扱いについてを議題といたします。

この件に関しましては、前回追加資料の要望がございましたので、まずその資料の説明をお願いいたします。

保健福祉部会(長尾) 追加資料の説明をさせていただきます。別冊資料の5ページをお願いいたします。

追加資料につきましては、赤ちゃん祝金に関するものでございます。

まず1番目といたしまして、平成14年度、北野町さんの決算の状況でございます。前回もお話ししましたとおり、決算額につきましては870万円でございます。

その内訳といたしまして、第3子16人、480万円。第4子6人、240万円。第5子以降3名で150万円となっております。

次に推計でございますが、推計の基礎となりますデータにつきましては、まず平成14年度の各団体の出生数をお示しさせていただいております。合計で3,144人となっております。また、出生順位別の割合でございますが、福岡県の出生順位別出生割合、これは13年度の統計でございますけれども、第1児で48.1%、第2児で36%などとなっております。この2つのデータをもとに試算をいたしました。

ケースの1といたしましては、現行の支給額をそのまま使いました場合、1億6,230万円という試算になります。また、前回お話がありました3分の1とした場合は、5,415万8,000円。参考までに、3番目に2分の1とした場合の8,115万円のデータを出させていただいております。

若干、試算につきましては、基礎データに年度のずれ等がございますので、一応参考までをお願いしたいと思います。

以上で、追加資料の説明を終わります。

議長(江藤守國君) 追加資料の説明は終わりましたが、これも含めましてご協議をお願いいたしたいと思います。

議案資料は、第11回協議会議案等の23ページから26ページでございます。

何かご意見等ございましたらお願いいたします。

はい、榎原委員。

委員(榎原政則君) 私が北野町だから、北野町のいい面を削られることによって、いろいろ意見を申し上げるのではございませんので、その点はひとつご了解のほどをお願いいたしたいと思います。

前回は申し上げましたように、廃止するが北野町の制度を創設された趣旨を尊重し云々と、少子化対策、世代育成というふうなことがはっきりと明記されております。第7回の資料の18ページは、新生久留米市の人口が30万4,884人となっております。日本の人口はご承知のように2006年がピークになります。この1市4町の合併の目玉は幾つもありますが、1つは中核市という30万人にその魅力があると私は感じておりますが、少子高齢化の時代が続く中で、将来は人口減が見込まれます。人口減は、日本の国力が弱っていくということも1つ想定されるわけでございます。

ですから、2点事務局の方にお訪ねしますが、30万を割ったときはどうするのかですね。中核市としての機能が果たされるのか。それと、しつこいですが、そうした新市における少子化対策とか次世代育成関係についての具体的なものはいいのか、その2点をお尋ねしておきたいと思います。

議長(江藤守國君) はい。今、榎原委員から2点ございました。

それでは、第1点の30万人を割ったときは中核市はどうなるのかということですが、事務局の方からお願いします。

事務局(荒木) 中核市につきましては、30万人の人口要件と市域100k㎡以上という要件がございます。中核市に申請をした時点で、通常ですといわゆる国勢調査による人口によりまして30万以上ということで、中核市に移行してその後おっしゃるような形で30万を切ったという場合についても、私が存じ上げている限りでは中核市のままであるということで、制度的にはそういう整理をされております。

議長(江藤守國君) はい。2点目について、回答をお願いします。

保健福祉部会(長尾) 前回は若干お話しをさせていただきましたけれども、平成17年度に新法に基づく合同計画を策定することになっておりますので、分科会といたしましては、この合同計画策定の中で具体的な事業について検討するのが適当であろうという結論に達しております。

議長(江藤守國君) よろしゅうございましょうか。

若干私から補足しますと、おっしゃいますように少子高齢化が進んでおります。少子化対策を国の方も非常に強く意識して、2つの法律を4月に成立させ、それを受けまして各市町で今実態調査をやっております。その実態調査を踏まえて、行動計画を本格的に行う。これは単なる行政だけじゃなくて、行政ももちろん力を入れます。国・県・市、力を入れていかなくちはいけません、事業者、そして地域一体となって子育て支援策を行っていくということが必要だと。若いお母さんだけに責任があるんじゃない、全体として子育て支援、そして少子化対策を行っていくと、そういう体制をとろうということでございます。

既に久留米市におきましても、子育て支援対策、少子化対策もかなり力を入れて、私も最重点政策の1つということで、今年度から新規事業も立ち上げておりますし、新市になりましてももちろん、おっしゃいますように少子化対策、子育て支援対策を総合的に行っていくということが必要だと思いますので、十分ここにありますように、北野町で制度化されました理念を生かしながらやっていくということで、また皆さん方のご意見も十分に拝聴しながら、そういう政策をしっかりと打ち立てて実行していくということでいきたいというふうに私は考えておるところでございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。新山委員。

委員(新山正英君) 三潁町の新山でございます。

今、北野町さんの方からこの制度についての意義・目的等、前回もお話しなさいましたけど、我々三潁町といたしても非常にこの趣旨・目的というのは賛同をいたしておるわけでございます。

ただ、今会長がおっしゃいましたように、全体的な子育ての中での一環としてとらえるような考え方が必要ではないかということで、ただ単にお金を渡すんじゃない、全体的な子

育て支援の中での1つの見方としてとらえたらどうかという考え方が主力を占めておりました。

そういうわけで、この調整案件の中で出ておりますような案件で我々は解決を見たということで、三漕としてはそう考えているところでございます。以上です。

議長(江藤守國君) ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

はい、富松委員。

委員(富松茂治君) 三漕町の富松茂治です。

それは北野町さんが言わっしゃるごつ、それはご理解して、こればやっぱりやらにゃ、続けにゃいかんめえち思いますが、ここだけで認めた場合、僕の意見としては、やっぱり三漕、城島、田主丸、久留米がおるならば、やっばどこも同じ太陽ば照らさにゃいかんち、そうするとこれがそうなってくると金額が、会長が、「ああ、ようございます。1億でん2億でん出しますばい」ち言いなさるなら、それでようございますばってん、やっばいろいろ事業もこう今まで流れを見ますと、やっばそういう事業は、ここは需要ば予算削ったがええじゃねえかちゅうごたるとこもあつたばってん、だまってきとりますから、ここんどこでひとつこれを認めてもろうて、全体的には、北野町にとっては下がるかもしれませんが、下げたような金額で皆様にご理解ばしてもろて、久留米市も田主丸も城島も三漕も、僕はお金でいただくというごたるふうにした方が、僕の意見としては効果があるじゃなかろうかと思えます。

そうすると、やっぱり子供も計画的に産んで、3歳なら3歳ずらしてずっと計画的にもろうたなら、お金でいただいたなら、僕個人としてはですね、よかろう。そしてこの制度ばなくなさんごつ北野町さんのおかげでそういうことができましたちゅうごつは、何を置いても気に置きとめないかんち思います。僕の、これは1つの考えです。そげんよろしく願いしときます。

議長(江藤守國君) はい。富松委員のお考えとしては、そういうことでございましょうが。

ほかにございませんでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり)

今、いろいろご意見をお伺いしましたけれども、最終的には、総合的にいろんな対策を、施策を行っていく中で少子化対策、子育て支援を行っていくという意見が大勢を占めている

ようでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ご意見も出尽くしたようでございますが、この調整案のとおりでご承認いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。それでは、第35号議案 児童福祉事業の取扱いについては原案のとおり承認させていただきます。

続きまして、第36号議案 高齢者福祉事業の取扱いについてを議題といたします。

議案資料は第11回協議会議案等の27ページから33ページでございます。

この件に関しましては、前回提案いたしておりました項目でございますが、取扱いについて説明をさせていただきたいと思ひます。

提案いたしておりました調整内容の(4)介護用品支給の項目につきましては、前回協議会でのご意見などを踏まえまして、協議会終了後、首長会議を開催いたしまして、各市町長さんより、国・県の補助メニューでもあり、調整内容の再協議の必要性があるのではないかとご意見をいただきまして、現在再協議中でございます。したがいまして、本日は(4)の介護用品支給につきましては、協議は行わずに継続協議とさせていただきまして、(4)を除きます7項目についてご協議をお願いいたしたいと思ひますが、よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのような取扱いとさせていただきます。

それでは、(4)を除きまして協議をお願いいたします。

何かご意見等ございましたらお願いいたします。

はい、新山委員。

委員(新山正英君) 三漕町の新山でございますけれども。

まず調整案件の第1の生きがいデイサービスについてちょっとお尋ね申し上げたいと思ひます。三漕町では三漕町社会福祉協議会に委託されて、現在29名の方が利用されてる形ですけれども、各町、三漕町ではもちろんこれはそうでしょうけれども、介護保険の認定を受けてない方を主流にした生きがいデイサービス、事業内容としてはそうでございますけれ

ども、ちょっと伺っておりますと、各町こういう取扱いがばらばらのような気がいたしております。

認定を受けるけれども、要支援とか要介護度1、2ぐらいまでは、この生きがいサービスを利用者負担の中でされてるようなことも聞いているわけでございます。そこら辺りの横並びと申しますか。そこら辺りちょっと事務局の方で分かれば教えていただきたいと思っておりますけれども。

議長(江藤守國君) はい。事務局の方、回答をお願いします。

保健福祉部会(長谷) はい。高齢者福祉分科会の長谷でございます。

対象者でございますが、各市町の状況を言いますと、要支援とか要介護度認定を受けてない方を対象となっております。以上でございます。

議長(江藤守國君) よろしゅうございますか。

はい。ほかにございませんでしょうか。(「ありません」と呼ぶ者あり)

はい。ないようでございますので、第36号議案 高齢者福祉事業の取扱いにつきまして(4)の介護用品支給の項目以外につきましてご承認いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長(江藤守國君) ありがとうございます。

それではそのようにさせていただきます。

次の議案に移ります。

ちょっとここで切りがいいので、10分間休憩させていただきます。

(午後3時03分 休憩)

(午後3時13分 再開)

議長(江藤守國君) それでは、協議会を再開させていただきます。

37号議案と第38号議案、この2つの議案は本日新たに提案するものでございます。本日は議案並びに資料の説明とこの議案資料に対しますご質問等をお受けいたしまして、実質

協議につきましては次回第13回協議会において行うこととなりますので、よろしくお願いいたします。

まず、第37号議案 財産の取扱いについてを議題といたします。議案について説明をお願いします。

総務部会(大鶴) 総務部会の管財分科会大鶴でございます。

財産の取扱いについて提案させていただきます。15ページをお願いいたします。

第37号議案

財産の取扱いについて

財産の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年11月22日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

16ページをお願いします。協定項目であります財産の取扱いの調整内容についてのご説明をいたします。

管財分科会におきましては、合併に際しまして1市4町の財産は、土地、建物、債権・債務、公の施設等をすべて持ち寄ることを基本に協議してまいりました。調整内容をご説明いたします。

協定項目 5番

協定項目名 財産の取扱い

調整内容

財産については、次のとおり取り扱うものとする。

(1)田主丸町、北野町、城島町及び三潯町の財産(権利及び義務を含む)は、すべて久留米市に引き継ぐ。

なお、基金については、基金設立の経緯等を勘案し、旧町地域に用途を限定した「地域振興基金(仮称)」を旧町ごとに設置する。

(2)田主丸町船越財産区有財産、田主丸町東部財産区有財産、田主丸町西部財産区有財産は、各々の財産区有財産として久留米市に引き継ぐ。

という調整内容になっておりますが、この中の(1)の「なお」書き以降の基金につきまし

ては、財政調整会議におきまして、特に基金について表記の必要があるとの判断から追加表記しております。

また(2)につきましては、田主丸町に3つの財産区がありますことから、財産区についての表記の必要があるとの判断をいたしまして、農林水産業分科会での財産区の事務事業の調整方針により、このように記載しております。

次に、17ページをお願いします。資料についてご説明申し上げます。

財産の取扱いに関する協定項目内容についての先進事例を3つ挙げております。最初に、広島県廿日市市の編入方式の事例でございます。「佐伯町及び吉和村の所有する財産は、すべて廿日市市に引き継ぐものとする」とされております。

次に、茨城県潮来市の編入方式の事例でございます。「牛堀町の財産(権利及び義務を含む)は、すべて潮来市に引き継ぐものとする」とされておまして、この潮来市の表記が全国標準的なものと考えられます総務省のマニュアルと同じものでございます。

最後に、財産区を含む事例として1つ挙げております。兵庫県篠山市の新設方式の例でございます。「4町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。畑財産区有財産は畑財産区有財産として新町に引き継ぐものとする」とされております。

これらの先進事例を参考にしながら検討を行いまして、1市4町の調整内容案といたしたところでございます。以上で説明を終わります。

議長(江藤守國君) ただいま説明がありました。この議案並びに資料につきまして何かご質問がございましたらお願いいたします。

はい、新山委員。

委員(新山正英君) 三瀨町の新山でございます。調整内容の第1に、なおという基金の取扱いでございますけど、仮称ということで、地域振興基金ということで各町ごとに設置するという案が出されております。これは次の第8号議案の中で、地域審議会の中で取り扱うという項目がございますけれども、非常にこう、各町に基金をこんなふうにして説明しても、じゃどのような形で、誰がどういう目的のもとに取り崩す、取り崩さなければ幾ら基金を持っておっても何にもなりませんので、そこら辺りを明確にやはり地域審議会、この間も地域審議会等の権限とか機能とか、そういう部分が出ましたけれども、ここら辺り

を明確にしておらないと、非常にあやふやな基金だけの、設立だけの形になってしまうのではないかと思います。そこらちょっと辺り事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

議長(江藤守國君) はい。今の質問に、事務局の方から説明をお願いします。

財政調整会議(中園) 総合調整部会の財産調整会議の中園でございます。

今の委員のご質問についてでございます。地域振興基金ということでございますが、地域振興基金につきましては、旧町を対象に、いわゆる地域の振興を目的とするということで基金を設置したらどうかということでご提案しております。

基本的には、内容としましては、新市建設計画に盛り込まれた大半の事業が、合併特例債という起債をもって賄われるわけでございますが、その他の小規模のハード並びにソフト事業、こういったものについて充てたらどうかというふうに考えております。

1つの例としましては、ソフト事業として地域の一体感を醸成する事業とか、地域で緊急を要する事業、こういったものになるかと思いますが、具体的な事業はここで、1つの例でございますが、青少年健全育成とか文化・スポーツ、それから祭等、こういったものへの使用が考えられます。

ご質問の具体的な活用方法についてでございます。既にご論議が 있습니다ように、地域審議会が立ち上がるということで協議されておりました、さらには新市になりまして新しい議会、こういったご意見も踏まえる必要があるということで、具体的な使用方法につきましては、合併後に決定したらどうかということで考えているところでございます。

議長(江藤守國君) はい。よろしゅうございましょうか。

ほかにございませんでしょうか。

はい、深町委員。

委員(深町英俊君) 北野町の深町でございます。ちょっとここに、私どもの町にはありませんから分かりませんが、田主丸町に東部財産区、西部財産区、それから船越財産区というのがあるわけですが、ちょっとこれは勉強不足かと思いますが、これはその管理と申す、この財産区の中は田主丸の町有林かそういう形、ちょっとそこについてよかったら答弁していただけないですか、どなたか分かる方。

議長(江藤守國君) はい。この田主丸町の財産区の概要について、ちょっと回答お願いします。

都市産業部会(荒木) 都市産業部会農林水産業分科会の荒木でございます。

まず、田主丸のことにつきましては、田主丸の方で答えていただきますが、まず財産区ということにつきまして説明させていただきます。

財産区とは、市町村及び特別の一部で財産を有し、または公の施設を設けており、その財産の管理及び処分を行うことが認められた団体でございます。地方自治法上はこれは特別地方公共団体ということになっています。これは地方自治法第294条に基づくものでございます。

この財産区の沿革といたしましては、明治22年の市町村施行時から存在するものと、その後の市町村及び特別区の廃置・分合若しくは境界変更に伴い協議により設けられたものでございます。

特に市町村合併の促進のために、昭和28年に市町村合併促進法が制定されまして、関係市町村間に基本財産の所有の状況に著しい不均衡があり、特別に関係住民にその管理及び処分をさせる必要がある場合の措置として市町村合併の際等に、関係市町村の財産処分の協議で財産区の設置をすることができるということになっております。

例えば久留米市は、旧高良内村が久留米市と合併したとき、旧高良内村の山を財産区としておるわけでございます。

それで、この財産区、森林の所有は、財産区、いわゆる特別地方公共団体が持っておりますので、市町村が持っているということではございません。その財産区が持っているということでございます。以上でございます。

議長(江藤守國君) はい、それでは田主丸町の事務局の方から、田主丸町のこの3つの財産区の概要を教えてください。

都市産業部会(千代田) 田主丸町の千代田と申します。

田主丸は明治以前から耳納山に牛馬の飼葉に利用するために、大体山麓の部分は民有地が多いんですが、中間あたりから上の方頂上までは、昔から馬草山組合と言いまして、田主丸の東部の方でしたら旧4カ町村の馬草山組合、それから西部の方におきましては旧3カ

町村の馬草山組合というのがございまして、それが28年の町村合併によりまして、それぞれ東部財産区、あるいは西部財産区として、そのままずっと引き継いできておるわけでございます。

先ほどご説明がありましたように、地方自治法の第294条によりまして、それまで合併以前に存続している財産区についてはそのまま引き継ぐということに自治法で定められておりますので、今回もそのようなことで報告をしておるわけでございます。以上です。

議長(江藤守國君) はい。

はい、どうぞ。深町委員。

委員(深町英俊君) 何か分かったようで分からないような気がしてならないわけですが、それについては久留米市になった場合、久留米市の財産になるわけですか。久留米市になって、財産区有財産としてということは。

議長(江藤守國君) いや、深町委員。今、説明がありましたのは、財産区の財産ということとは、そのまま継続されるということです。

委員(深町英俊君) そんなら極端な言い方しますと、久留米市と一緒にあって引き継ぐといっても、その財産区は久留米市になるのか、私はいろいろ言いますとですね、ちょっと問題がこれは出てくるような気がしてならないんですが、その点については問題はないわけですか。私はどうもそこんにきが、あんたが管理しよるとじゃけっちゅうごたるふうな形で…。

議長(江藤守國君) はい。ちょっともう一度、分かりやすくお願いします。(「簡単に言わんけん分からんとよ」と呼ぶ者あり)

都市産業部会(荒木) 説明いたします。財産区と申しますのは、先ほど申しましたように、1つの地方自治法上の団体でございまして、これは法人でございまして。ですから、久留米市に合併いたしましても今の形態のまま、そのまま財産区の財産がそのままの財産区で引き継がれるということでございます。(「よし」と呼ぶ者あり)

ただ財産区の管理者と申しますのは市町村長が当たっておりますので、田主丸町が合併しますれば久留米市長が管理者になるということでございます。

それで、田主丸の町長さんが今管理者の分が、久留米市長が管理者になるというだけでご

ざいまして、中身は変わりません。以上でございます。

議長(江藤守國君) はい、よろしゅうございましょうか。

ほかにご質問ございませんでしょうか。(「ありません」と呼ぶ者あり)

はい。それではただいまの議案につきましては、第13回協議会で協議することといたします。

次に、第38号議案 事務組織及び機構の取扱いについてを議題といたします。

議案についての説明をお願いします。

事務局(荒木) それでは、38号議案 事務組織及び機構の取扱いについてご説明申し上げます。18ページからでございます。

第38号議案

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年11月22日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

19ページをお願いいたします。

協定項目番号 13番

協定項目名 事務組織及び機構の取扱いでございます。

事務組織及び機構の取扱いにつきましては、合併後の新市の組織機構を設定するに当たっての基本となる考え方を整理しておくものでございます。

協定の調整内容でございますが、大きく組織整備に当たっての基本的な方針を明らかにするものと、新市の組織整備に当たって、特に市民にとりまして重要な総合支所の性格や機能等を明らかにしたものでございます。

第1番目の整備方針でございますが、まず整備に当たっての環境並びに外的要件といたしまして、地方分権の推進、さらには総合的な住民サービスの向上、そういうものに十分配慮する必要があるということを整理させていただいております。そのことを踏まえまして、5つの組織整備に当たっての視点を整理させていただいているところでございます。

最初に、組織機構の目的でございます新市建設計画を円滑に遂行できる組織にするという

ことをしております。

2つ目に、市民サービスの視点から、市民が利用しやすく分かりやすい組織・機構にするとしておるところでございます。

3つ目に、行政としての視点から、簡素で効率的な組織・機構にするということにしております。

また、4番目と5番目につきましては、組織運営に当たっての留意点といたしまして、指揮命令系統が明確であること。また、新たな行政課題など時代の変化に柔軟に対応できることを整理させていただいているところでございます。

2番目の総合支所でございますが、総合支所につきましては、1番目で、総合支所の設置及び基本的な性格。2つ目に総合支所の物的要件。3番目に総合支所の担当事務を整理させていただいております。

まず1番目の設置及び基本的な性格でございますが、旧町を対象に設置するとしたところでございます。そしてこの総合支所でございますが、新市建設計画の推進を図る地域振興の拠点と、その性格を位置付けたところでございます。

2つ目に、総合支所のいわゆる物的な面でございますが、庁舎でございますが、旧町の現有庁舎を活用するとしたところでございます。

3番目に、担当事務でございますが、本庁において処理する事務以外の市民サービスを総合的に提供するということしております。

続きまして、資料の方のご説明に入らせていただきます。

右の方に、事務組織及び機構の取扱いにつきまして、それぞれ3市にわたりまして、先行の合併市の事例をつけさせていただいております。

21ページに、本庁と総合支所に係る行政システムをイメージ的に整理させていただいております。

基本的に事務につきましては、地域実情を反映する裁量的な事務と、法的、制度的に基準等が示されている法定事務の2つに大きく区分できますが、地域実情を反映する裁量的事務につきましては、企画立案・実施機能というものがやはり重要であるということで、その分を所管します総合支所、組織の方にスライドして整理させていただいているところで

ございます。そして、本庁は調整機能を担うということをしているところでございます。

法定事務につきましては、統一された水準の行政サービスというものを全市的に指導するという部分がございますので、そちらの方にスライドさせていただき、総合支所におきましては、その具体的な実施機能というものを整理させていただいているところでございます。

また、経過的な措置、さらには地域審議会の総合調整という事務が出てまいりますので、それぞれ本庁・総合支所両方に関わってまいりますので、真ん中で整理させていただいております。

さらに、地域審議会の地域に関する諮問、さらにはその諮問に対する答申並びに地域振興に当たってなどの提言が出てまいりますので、その事務を下の方に整理させていただいたところでございます。

なお、右の方に行政システム整備に当たりましての基本的な視点といたしまして大きく2つ、本庁と支所との機能分担に関する基本的事項と新市建設計画における新市の行財政経営の整備を図る施策を挙げさせていただいております。

以上で、事務組織及び機構の取扱いに関するご説明を終わらせていただきます。

議長(江藤守國君) 説明は終わりました。

この議案並びに資料につきまして、何かご質問などがございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

委員(平田 正君) 城島町の平田ですけれども。

去る11月13日に提出された第27次地方制度調査会の最終答申に、地域自治組織の創設が盛り込まれ、次期通常国会で改正法案の提出が予定されていると思いますが、合併を通じ市町村の規模が拡大することに伴い住民意識が損なわれることがないようにと、地域自治組織が提唱されているわけですが、1市4町での面積が230平方キロメートルにも及び、また合併方式が編入合併とした久留米広域合併においては、制度創設の趣旨にまさしく合致するんじゃないかと思うんです。

そこで、地域自治組織の制度を導入すべきだと思います。これは、我々1市4町にとって非常に重要な問題だと思いますので、合併協議会できちんと議論すべきではないでしょう

か。今回は提案なので、1点だけ確認させていただきたいのと、資料の提出を要望します。

この地域自治組織に関しては、新市建設計画の地域整備の基本方針にも記述されていますが、この組織及び機構の取扱いの協定項目でも方向性を明確にすべきだと思います。

こういう前提で、次回の協議会で議論してよろしいでしょうか。以上が確認事項です。

次に、地方制度調査会の最終答申を資料として提出していただきたいと思います。地域自治組織に関するポイントを整理したもので結構です。各町での勉強会資料としてではなく、協議会で検討資料として強く要望します。

また、地域自治組織などを想定した協議が進められている合併協議会があるようですが、その内容をこの中で調査していただき、次回の協議会に資料として提出していただきたいです。以上です。

議長(江藤守國君) はい。今、2点ありました。

1点目の点について、回答いいですか。

はい。お願いします。

事務局(荒木) 第27次地方制度調査会につきましては、中間答申並びに最終答申という形の中で、地域自治組織につきましていろいろ具体的に述べられているということは、十分承知している次第でございます。

そういう点を踏まえまして、新市建設計画等には述べさせていただいたところでございますが、その地域自治組織につきましては、次期通常国会におきまして法制度化をどうするかという話になってまいる次第でございます。につきましては、その法の仕組み、さらにはその法制度化された具体的な仕組みの内容等が、現時点では分からないということを踏まえまして、現時点での協定にはこういう形でという形で整理させていただいたところでございます。

なお、地方制度調査会に関する最終答申につきましては、委員からのご要望がありましたように、整理いたしましてご提出をさせていただきたいと思っております。

また、地域自治組織につきまして、合併協議会の中で何らかの形で議論をされている部分があればということでもございましたので、その分につきましても調査いたしまして提出させていただきたいと思っております。

議長(江藤守國君) よろしゅうございましょうか。

はい、どうぞ。

委員(平田 正君) はい、大体分かりました。

それで、私の方で考えた場合は、今最終答申の段階でありますけれども、やっぱり広域で合併する場合には非常に大きな問題があると。その中でそういう地方制度調査会での答申が出ているから、それを具体的なものとして法整備はできませんけれども、やっぱり皆さんが知って、今後の合併のためにも必要じゃないかなということになりまして、提案したんですけれども。それでは新市建設計画の中でも、やっぱりそういうのをきちんともう一度再確認しながら協議させてもらってよろしいでしょうか。

議長(江藤守國君) はい、事務局。

事務局(荒木) ただいまのご意見につきましては、今の地域自治組織等につきましては、できましたら、県の方からアドバイザーということでお見えになっていきますので、補足させていただければと思っておりますが。

議長(江藤守國君) はい。それでは、米倉主幹、お願いいたします。

アドバイザー(米倉秀之君) 今ご意見が出ました第27次地方制度調査会の最終答申の内容につきまして、若干補足説明をさせていただきます。

大変、地域自治組織、話題になっておりまして、この地制調の最終答申の中で基礎的自治体が広範囲になって地域コミュニティーが崩れると、そういうものの対策として地域自治組織という考え方が盛り込まれております。

これは2種類ございまして、一般制度としての地域自治組織、これは法人格を持たない行政区的な地域自治組織ということになっております。

こちらにつきましては、今後の法改正でございますけど、一般制度ということでございますので、今後自治法の改正の中で盛り込まれるということでございます。

ですから、こちらの行政区的なタイプ、地域自治組織につきましては、自治法が改正されますと、改正後はどちらの市町村においても設置することができるというふうになっております。

これは条例で設置することになりますので、その区域を例えば小学校単位ぐらいで設置す

るのか、旧町村単位で設置するのかというのは、それぞれの市町村でのご判断ということになってこようかと思えます。

これは新市において、合併後の久留米市さんにおいて導入することも、もちろん一般制度でございますので、自治法が改正されれば可能になってくるということでございます。

もう1タイプ用意されています特別地方公共団体としての法人格を持つ地域自治組織でございますけれど、こういったタイプも、合併に伴う場合に旧町村単位で設けることができるというような考え方になっておりますけれど、こちらにつきましては一般制度ということではございませんで、今後の法改正がどういうふうになされるかという、そこら辺の状況が出てきませんと、今の合併特例法による合併の場合でも設置できるのか、それとも地制調の最終答申の中で合併特例法施行後の新しい法律という考え方も出てきておりますけれど、この新しい法律で合併するところだけが設置ができるのか、この辺りがまだ国の方でも方針が決まってないようでございますので、残念ながら今の段階では、この特別地方公共団体としての地域自治組織が、果たしてご当地において導入できるのかどうかというのは、分からないということでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、一般制度としての地域自治組織は、自治法が改正される見込みでございますので、それを受けて設置することができるというふうに思えます。以上でございます。

議長(江藤守國君) どうもありがとうございました。

よろしゅうございましょうか。

それでは、先ほど平田委員からの資料要請がございましたので、次回その資料は提出してもらって説明をいただくということをお願いしたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

はい、三浦委員。

委員(三浦俊明君) 田主丸町の三浦でございます。

19ページのこの下段の方の2の「総合支所について」というところで、3点ご質問いたします。

1つは(1)で、「合併前の町の区域を所管区域」と書いてますが、この所管区域というの

は、その新市建設計画だけなのか、それとも(3)の本庁でやる以外のことまで入っているのか、この所管区域という意味合いの説明をお願いしたいと。

それから2点目は、この(1)で「新市建設計画の推進を図る」とこう書いてますが、これはどういう意味なのか。このままとりますと、その地域についての予算編成権ぐらいはありそうな印象を受けるわけでございますけども、そこら辺がどうなっているのか、これが2点目。

それから3点目は、この本庁と総合支所との分担関係でございますけども、「本庁で処理する以外の市民サービス」と書いてますけども、この市民サービスということじゃなくって、本庁で処理する事務以外の事務ということじゃいけないのか、市民サービスに限るのかですね、この3点を質問としてお聞きしたいと思います。

議長(江藤守國君) 関連ですか。

はい。じゃ、古賀委員。

委員(古賀正邦君) 1カ月前か2カ月前か、いわゆる副都心の問題が論議されました。その中で田主丸町は、機能と権限というようなことを出して非常に問題になったわけですけども、各論の中で権限の問題がやはりうやむやになっていってるんじゃないかなということ、この議案書を見て実感しておるわけですが。先ほど三浦委員の方からも質問がありましたように、例えば予算編成の権限が旧自治体にあるのかないのか、そういったこととかですね。あるいは、市民サービスというと非常にもう末端の、例えば住民票をあげましょうと、戸籍謄本を出しましょうというような住民サービスというようなイメージが非常に強いわけですよ。

ここ辺りも、やはりその本庁ではできない、その支所特有の、固有の推進問題、新市建設の問題、そういった問題があるかと思うわけですが、そういった事務等がやはりとられないといけないのではないかというようなことで、三浦委員にあわせて質問をいたします。

議長(江藤守國君) はい。それでは2人の委員から今質問がありましたので、回答をお願いします。

人事調整会議(萩原) 総合調整部会の人事調整会議の萩原でございます。

今、関連も含めて3点ございました。

まず1番目の総合支所の所管区域の話でございますけども、これは新市建設計画の推進だけというよりも、旧町を単位として、そこで所管する行政サービスはすべてという意味での所管区域でございます。これがまず第1点目。

それから、第2点目の予算編成権等を含めた権限という話がありました。総合支所の機能を考えていく上で2つあると思います。何をどのような形でやっていくのかということのいわゆる事務配分の問題と、それに伴う職務権限の問題と2通り考える必要があると思いますが、それについては、今日はイメージでお示しをしておりますが、新市建設計画の中で大きく2つの性格の事務がございまして、いわゆる地域裁量事務、これについては企画・立案も含めて、総合支所の方というイメージの図。それから法定事務については、どちらかという自治機能の方にウエイトを置いたイメージ図をお示ししておりますけども、あと個々を具体的に、どういう中身のものをそこで決定できるのかというのは、今現在いろんな事務事業の中身の詰めを行っておりますので、それを踏まえた上で、個別のいわゆる最終的には専決権あたりをどうするかという整理の中で決定されていくものだというふうに考えておまして、今後の事務事業の中身と、それに続く検討を引き続きやっていく必要があるだろうというふうに思っております。

それから3番目の分担関係についてでございますけれども、市民サービスという言葉を使っているのは、いわゆる全般的な行政サービスというふうに置きかえてもらっても構わないと思います。何も窓口部門だけに焦点を当てた市民サービスという言葉を使っているわけではないということをご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、分担についても先ほどのイメージ図の中からでございますけども、特に分担するに当たっては、やはり総合的な市民サービスの向上の視点でありますとか、あるいはその行政事務の効率的な実施という視点も必要でありましょうし、また全市的な事務事業の一体的な実施を損なわないと、そういった視点も必要であろうと思いますので、その中身については先ほどのイメージ図をベースにして、今後具体的に詰めていく必要があるというふうに考えているところでございます。以上です。

議長(江藤守國君) はい。ほかにございませんでしょうか。

ないようでございますので、それではただいまの議案につきましては、第13回協議会で

協議することといたします。追加資料の要請もっておりますので、その資料の提出と説明を受けることを含めまして、次回協議をさせていただきます。

以上をもちまして、本日予定しておりました協議事項はすべて終了いたしました。

その他の項に移ります。

事務局から何かありましたらお願いします。

はい、どうぞ。

事務局(田中) 次回の協議会の開催予定についてでございます。

次回協議会の日程につきましては、12月6日土曜日14時から。会場は本日と同じ、このアルカディアホールで開催させていただきます。

委員の皆様には、師走に入り大変お忙しいとは存じますが、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長(江藤守國君) はい。富松委員。

委員(富松茂治君) ずっと土曜日ばってん、土曜日は変えられんとね。仕方なしここんとこ苦労してこっちゃん来よるが。そいけん、いっちょごしぐれえしてくれんかね。向こうん方には出らん、こっちゃんこっちゃん、こっちゃんが大事かということで来よるばってん。

議長(江藤守國君) はい。富松委員のお気持ちもわかりますけども、かなりスケジュールが詰まっております、よかったですらご協力をお願いしたいと思いますが、

委員(富松茂治君) 会長大好きじゃけん。あたしはでけんばってん、あんたに免じて出て来ようたい。

議長(江藤守國君) ありがとうございます。心から感謝申し上げます。

はい。ほかに委員の皆さんから何かございませんか。

はい、どうぞ。

委員(三浦俊明君) 田主丸町の三浦でございますけども。執行部、市長さん以下の執行部に提案なり検討をお願いしたいわけでございますけども。

今日のこの協議会は極めて、今までにない平穏無事と言いますか、私非常にこの協議会、合併の行く末についてかなり懸念しかかっております。

どういう点かといいますと、まず懸念材料としましては、合併調整事項が8割から9割が

現行どおりという姿。これはやむを得ない面もあるんですけど、こういう姿に実態はなりつつあるというのが1点目。

それからもう1つは新市建設計画、これはもう過去に検討したわけでございますけども。内容を見ますと極めて抽象的になっておりまして、任協時代の内容に比べても、任協時代の方がはるかに具体的な内容があったわけでございます。見方によっては後退しているといえますか、抽象的ということはどう評価するかにもよりますけども、後退している印象すらあると。

この前も私申しましたように、合併して要員も1割も減らないと。こうなりますと一番心配しますのは、こういう姿のままで来年の3月ですか、議会に出し、また1月から住民に提示していく中で、どういう反響が出るだろうかと。現に私の属してるところでは、区長会とか議会で私も傍聴をしたりしてるわけでございますけども、非常に危機意識、本当に議会乗り切れるだろうかというくらいの質問なり、その会議が終わった後の声を聞くわけでございます。

そういう私のこの認識が正しいかどうか分かりませんが、第1で執行部にお願いしたいのは、現時点で、現状に対するどういう読みをされているのかと、どういう認識に立っておられるのかと。そこをぜひ、首長さん方の会議が一番いいと思うんですけども、そこをやっぱり議論していただいてですね、声を反映して今後の進め方に参考にしていくといえますか、そこが非常に大事じゃないかと思えます。

それじゃ今後、君はどうするのかとこう言われると思いますので、私なりの提案をいたしますと、1つは個別案件ごとに検討しておりますが、やはり最終的に総合評価しなきゃいけないと。全体に我々は自分の町出身、自分の市出身でございますので、自分の今住んでる町がお互いにどう変わっていくのかと。その総合評価を、悪いところもあるけどもいいところもあると、そういう総合評価が分かるような仕組みを、早く皆さんに提示できないかというのが第1点でございます。

それから第2点は、現行どおり現行どおりと言ってますけども、これはやむを得ない面が私も力不足含めてあると思うんですけども、やっぱりできたらその現行どおりでと言いながら、将来の展望を含めた現行といえますかね、こういうふうにもっていくんだというこ

とが出ないかと。その努力は、現行と言ったら、ああ責任が終わったというんじゃないくて、展望が出せないのかというところを、これは部会とか分科会で検討されると思いますけども、ひとつもう一踏ん張りしていただけないだろうか。

それから3点目は、現行どおりということで合併後も恐らく検討が継続されるわけでございますけども、我々各市町から代表で来てますと、じゃ合併後はどういう検討体制でするんだろうか。合併したら、役場とかいろんな解体していくわけでございますので、どういう体制なのかと、要するにこういう検討委員会、協議会というのを新たにつくられるのか、あるいはもう合併後の組織だけでやられるのか、そういう展望を仮に出していただくと、我々も来年ぐらいはこの委員を辞めるわけで、解散するわけでございますけども、少しは安心して辞められるといいですか、そういう展望をできるだけ早く出していただきたいと。

4番目は、これは私先日この協議会の有力メンバーの方とお話しする機会を与えていただいたんですけども、そのとき貴重な言葉を聞いたわけです。

1つは、合併というには合併して実感がやっぱり出なきゃだめだと、合併したなという実感が欲しいと。その次は、住民の融和だと。3点目は、希望だと。将来の希望、住民の希望、あるいはまちの希望。そういうのが合併で非常に必要だと。こういう話を聞きまして、私はもうそのとおり、もう目から鱗が落ちたような気持ちになったわけでございますけども。そういう観点から、合併調整事項だけじゃなくて、そういう点から新たな別列車を走らせても構わないと思うんですけども、検討体制を敷いてもらえないかと。

そうすることによって、合併調整は現行どおりでも、別にこういう施策を打ってるからということで、議会対策だとか住民の説明もできるように思うわけでございます。

ぜひそういう点もご検討をお願いいたしまして、我々委員に少しやっぱり、安心感という言葉は不適當かと思っておりますけども、示していただけないだろうかというのが要望なり検討依頼でございます。以上でございます。

議長(江藤守國君) ありがとうございます。

今、三浦委員から貴重な提言をいただきましたので、1市4町の首長会議でも三浦委員のご意見を踏まえながら、しっかり検討・協議をさせていただきたいというふうに思います。

事務局の方でも、またそういう点を十分念頭に置きながら、分科会、部会、幹事会、しっかり検討をしていくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにございませんでしうか。

それではこれをもちまして、久留米広域合併協議会第12回会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

(午後3時58分 閉会)

久留米広域合併協議会の会議の運営に関する規程第6条第2項により署名する。

議長 江藤守國

委員 深町英俊

委員 平田 正